

会員各位

平成 31 年 4 月 16 日

大阪府行政書士会
会長 高尾 明仁

元号表記の改正に関する規則の制定について

当会が定める規程類に基づく様式のうち年又は年度の表示方法に関し、予定されている改元に対応すべく、平成 31 年 4 月 15 日の理事会において「元号表記の改正に関する規則」の制定案が承認され、本年 5 月 1 日より施行されることとなりました。内容については、下記をご覧ください。

なお、同規則の施行日より、該当する様式には元号として「令和」が用いられることとなりますが、当ホームページよりダウンロードできる様式については、新様式への切替えに時間を要するためしばらくは旧元号によるものとなります。その場合、規則の附則にも定められているように、元号部分を新しいものに訂正してご使用ください。

元号表記の改正に関する規則

(様式中の元号の改正)

第 1 条 大阪府行政書士会が定める規程類に基づく様式のうち年又は年度の表示方法に関し、平成の元号を用いているものについては、これを令和の元号に改める。

附則

- 1 この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の適用の際、大阪府行政書士会が定める規程類に基づく様式で平成の元号を用いている用紙については、当分の間、当該元号を用いる部分を訂正し、なお使用することができる。

(平成 31 年 4 月 15 日理事会承認)